

競争入札等参加資格審査申請要項

委託業務（役務）

令和5・6年度（随時申請）

はじめに

向日市（向日市水道事業を含む。以下同じ。）が発注する全ての公共施設のビル総合管理等の業務（以下「委託業務（役務）」という。）は、守秘義務も課せられる極めて重要な業務です。

向日市の委託業務（役務）競争入札等に参加するには、「委託業務（役務）競争入札等参加資格審査」を受けなければなりません。

「委託業務（役務）競争入札等参加資格審査申請」を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、申請してください。申請の有効期間は次のとおりですのでご注意ください。

申請書類の提出は「郵送による申請」とします（持参受付は行いません。）。

本要項及び手引きを熟読いただき、正しく手続をしていただきますようご協力をお願いいたします。

～今回の申請の有効期間～

資格決定の通知があった日から令和7年3月31日まで

向日市

1 申請資格について

申請を行うには、次のいずれにも該当する者でなければなりません。

- ① 申請しようとする営業種目について許可、認可等を必要とする場合、これを得ていること。
- ② 個人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ③ 申請日現在において、市区町村税を滞納していないこと。
- ④ 申請日現在において、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 申請日現在までに、向日市が発注した委託業務（役務）に関して債務不履行がないこと。
- ⑥ 委託業務（役務）の営業実績が1年以上あるもの又は1事業年度分（12か月分）の決算が確定しているもの。
- ⑦ 本市から、向日市暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するとして、入札参加除外措置を受け、受付期間内において除外期間中の者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

2 申請書等の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

【市内業者】

令和5年2月28日(火)から令和7年2月14日(金)まで

【市外業者】

令和5年6月1日(木)から令和7年2月14日(金)まで

- ### (2) 申請に関する要項・手引き及び申請書類はホームページからダウンロードしてください。申請用紙等の配布は行っておりません。

3 提出方法

① 郵送方法

- ・簡易書留郵便又はそれに準ずる配達記録の残る郵送方法（特定記録、レターパック等）で下記郵送先へ送付してください。
- ・令和7年2月14日(金)消印まで有効とします。
- ・申請書類郵送の封筒の表・左下に**朱書き**で「令和5・6年度委託業務（役務）資格審査申請書類在中」と「会社名（称号又は名称）」を明記してください。
- ・結果の通知を送付するための封筒（定型、長形3号 120mm×235mm、84円切手貼付、宛名記入）を同封してください。
- ・書類に不備があった場合は通知書に従い、別途指定する日までに不足書類等を再提出してください。

② 郵送先

〒617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地
向日市 総務部 財産管理課

③ 郵送申請時の注意事項

- ・後日、申請内容について確認を求めることがあります。
- ・申請内容について審査の必要があるときは、記載事項を証明できる書類等の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

④ 申請書の封入方法

提出書類は、「提出書類一覧表 委託業務（役務）」の順に封入ください。

4 提出書類一覧表 委託業務（役務）

○…必要

×…不要

△…該当する場合に必要

書類	提出書類	法人	個人	提出書式	部数	注意事項
1	共通様式	○	○	様式 1	1	押印不要
2	競争参加資格希望営業品目表	○	○	様式 4-1	1	希望業種は5業種まで
3	営業所一覧表	△	△	様式 4-2	1	押印不要 委任先がない場合は提出不要
4	商業登記簿謄本、履歴事項証明書又は現在事項証明書	○	×	写し可	1	
5	財務諸表	○	○	写し可	1	貸借対照表及び損益計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）
6	市区町村税納税証明書 （滞納がないことの証明書）	○	○	写し可	1	非課税の場合も必要
7	消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書（その3）	○	○	写し可	1	非課税の場合も必要 法人はその3の3、個人はその3の2でも可
8	委任状	△	△	様式 5	1	
9	身分証明書	×	○	写し可	1	

10	誓約書	×	○	様式6	1	押印不要
11	営業許可（証明書）証	△	△	写し可	1	
12	競争入札等参加資格審査申請書類調書（物品購入等）	○	○	別紙1	1	
13	審査結果通知書	○	○	別紙2	1	
14	返信用封筒	○	○	長形3号	1	宛名記入(84円切手貼付)のこと

5 申請書類の作成及び記入要領について

申請書類の作成については、「申請書類作成の手引き」を参照してください。
記入要領等不明な点については財産管理課へお問い合わせください。

6 申請後の留意事項

・審査結果の通知

資格審査の結果は、申請時に添付の返信用封筒で通知します（審査結果通知書の送付をもって受理に代えます。）。

ただし、提出された書類に不備があり、通知書に従って再提出期限までに不備書類を提出されない場合は、不受理とします（この場合においても、提出された書類は、お返ししません。）。